

## 船橋市防犯カメラ維持管理費補助金の交付に関する要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、犯罪のないまちづくりを推進するため、自主防犯活動を補完するものとして防犯カメラを設置した地域団体に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、防犯カメラ維持管理費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 市内の町会・自治会及び商店会並びにこれらに準ずる団体（町会、自治会、商店会等の一定地域の住民により構成されているもの）をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラで、画像記録装置その他関連機器で構成されるものをいう。

### (交付の要件)

第3条 補助金交付の対象となる者は、自主防犯活動の補完として防犯カメラを新たに購入し、設置した地域団体であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱（平成22年4月1日施行）に基づく補助金又は国、県若しくは市から同種の補助金の交付を受けていること。ただし、市及び警察と事前協議の上、寄附により設置された防犯カメラであって、市長が必要があると認めたものについては対象とするものとする。
- (2) 自主防犯パトロール隊が組織されていて、継続的な自主防犯活動の実績があること、かつ、今後の活動が見込まれること。
- (3) 船橋市防犯カメラ設置及び運用基準（平成17年11月22日施行。以下「基準」という。）を遵守すること。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる防犯カメラの維持管理に必要な費用とする。

- (1) 通常維持費 保守管理費、電気料金、消耗品（交換を必要とするものに限る。）その他の市長が特に必要があると認めるもの
  - (2) 簡易な修繕費 カメラ、画像記録装置その他関連機器の故障による修繕費及び既存の設備の移設費（防犯カメラを設置している電柱の撤去等やむを得ない事情による移設費に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、既存の設備の撤去に要する費用については、補助の対象としない。

3 前条第1号に規定する寄附により設置された防犯カメラについては、初年度は電気料金のみを対象とするものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の合算とする。

(1) 通常維持費に対する補助金の額 前条第1号に規定する通常維持費の額に2分の1を乗じた額とし、補助対象となるカメラの台数に15,000円を乗じた額を限度とする。

(2) 簡易な修繕費に対する補助金の額 前条第2号に規定する簡易な修繕費の額に2分の1を乗じた額とし、50,000円を限度とする。

2 防犯カメラに係る電気料金が不明なものは、1台あたり月額250円を補助対象経費とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域団体の代表者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する日までに補助金に係る事業の実施状況を船橋市防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に必要書類を添えて、市長に申請及び報告しなければならない。

(審査及び決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請及び報告があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市防犯カメラ維持管理費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金を交付する旨の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第9条 補助事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による免税事業者を除く。)は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、同法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じた金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除した率を乗じた金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市防犯カメラ維持管理費補助金消費税仕入控除税額報告書(第3号様式)により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後10年間整備しておかなければならない。

(報告)

第11条 補助事業者は、市長から要求があったときは、防犯カメラの維持管理や自主防犯活動の状況等について、市長に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市防犯カメラ維持管理費補助金の交付に関する要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

第1号様式

船橋市防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

防犯カメラ維持管理費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請及び報告します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 消費税の適用に関する事項
  - 免税事業者である
  - 免税事業者でない
- 3 添付書類
  - (1) 補助対象経費の内訳書
  - (2) 補助対象経費に係る費用を支払ったことを証する書類（領収証や通帳の写し等）
  - (3) 自主防犯パトロール隊の継続的な活動実績があることが確認できる資料
  - (4) 防犯カメラ設置及び運用規程
  - (5) 防犯カメラの配置図
  - (6) 防犯カメラによる撮影画像
  - (7) 防犯カメラに係る画像データ利用・提供簿
  - (8) その他市長が必要があると認める書類

第2号様式

船橋市防犯カメラ維持管理費補助金交付可否決定通知書

第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ維持管理費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

(1) 交付決定額

円

(2) 交付の条件

2 交付しない

理由

第3号様式

船橋市防犯カメラ維持管理費補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長あて

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 号により交付決定のあった防犯カメラ維持管理費補助金について、下記のとおり報告します。

記

交付額 円

確定申告により確定した防犯カメラ維持管理費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円